

財形年金預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きし、事業主または事務代行団体を通じて預け入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、事業主または事務代行団体を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形年金預金契約証書（以下「契約証書」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。
また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前記第1条による預金は、1口の3年または年金元金計算日までのいずれか短いほうを預入期間とする定期預金としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える定期預金（本項により継続した定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の定期預金（3年または年金元金計算日までのいずれか短いほうを預入期間とします。）に自動的に継続します。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。
 - ① すべての定期預金は年金元金計算日にその元利金を合算し、その額を「年金計算基本額」とします。
 - ② 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円に満たない部分は切り捨てます。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の定期預金（以下これらの定期預金を「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。
 - ③ 年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の預入期間を3年とする定期預金（以下この定期預金を「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。
 - ④ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金（継続口）は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるの

は「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下となる場合には、定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）の元金に加算します。

4. （利息）

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入期間を1年以上として作成された定期預金の場合預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

② 預入期間を1年未満として作成された定期預金の場合預入金額ごとにその約定日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）における当行所定の利率によって計算します。

③ 前記第1号、第2号の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。なお、この場合、次の第5条が適用されます。

① 預入期間を1年以上として作成された定期預金の場合預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入期間を1年未満として作成された定期預金の場合預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 前記第1項第2号の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を前記第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約証書とともに取引店へ提出してください。

6. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、前記第2条および前記第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由により勤労者でなくなった日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記第5条と同様の手続きをとってください。ただし、後記第9条により所定の手続きを行った場合は除きます。

- ① すべての定期預金（②に当たるものを除く）は退職等の事由により勤労者でなくなった日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由により勤労者でなくなった日以後、1年以内に満期日の到来する定期預金は、その継続を停止します。

7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱)

この預金の最終預入日以後に勤労者財産形成促進法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中（最終預入日から支払開始日までの期間をいいます。）の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

8. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の①～②に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても、その事実の生じた日から5年間（預入開始日から5年未満の場合は、預入開始日まで）にわたり遡って、所定の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 前記第3条の年金としての支払が5年以上の期間にわたって定期に行われない場合
- ② 年金支払開始日の5年後応当日前日までに、年金としての支払以外の事由による払出があった場合（ただし、重度障害等法令に定める場合は除きます。）

9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形年金貯蓄契約に基づくこの預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きにより移管し、新たな取扱金融機関において引続き預入れができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の事由に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 前記第1条の第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- (2) 前記第1条の第1項による定期的な預入れが2年以上行われなかった場合
- (3) 新たな預入れ、または継続時の元加利息により、非課税貯蓄申込書の最高限度額を超えた場合
(ただし、前記第7条の事由による最高限度額超過は除きます。)

11. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって取引店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

12. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、勤労者財産形成促進法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により取引店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

13. (届出事項の変更、契約証書の再発行等)

- (1) 契約証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) 届出の氏名、住所に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (契約証書の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、契約証書は無効となりますので直ちに取引店に返却してください。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (成年後見制度にかかる届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によって届

ください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

19. (本規定の改定)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上